西条市飯岡字八幡原一二一五番二から同市小松町新屋敷字西町裏甲五二六番一まで　前　B A　八・五〇〜二四・三〇〜八・五〇〜二四・三〇〜　三〇・五〇〜一三五・四〇〜三〇・五〇〜一三五・四〇〜　一二・五二〇〜一三・七五〇〜一二・五二〇〜一三・七五〇

後　B A

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
四万十市古津賀字ヲタノ内二六四四番一地先から同市古津賀字大澤二二六七番四地先まで	前	一五・一三〜四七・七三	五〇・九三メートル
	後	一五・一三〜四七・七三	五〇・三四九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

四(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
吉野川市山川町前川二六番一から同市山川町祇園一番五まで	前	一四・六九〜一二・一七〜	五三・五六メートル
	後	一二・一七〜二三・二〇	〇〇・二八六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

五(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東かがわ市伊座字池繁三一五番一から同市小砂四七〇番一まで	前 A	九・七四〜二六・八〇〜	四五・〇三メートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C	二六・八〇〜一七四・〇三	八・六六一キロメートル	
	後 A	九・七四〜八・六六一	四五・〇三メートル	
	後 B・C・D	二六・八〇〜一七四・〇三	四・〇九四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十六号	今治市大西町紺原甲一四七番一から同市大西町紺原甲三〇三番三まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所
百九十二号	四国中央市川滝町下山字道ノ下八三四番三から同市川滝町下山字登引八〇四番一まで	〃
五十六号	四万十市古津賀字ヲタノ内二六四四番一地先から同市古津賀三丁目一一七番まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○九州地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十一日　九州地方整備局長　岡本　博

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
延岡市塩浜町四丁目一六八八番五から同市塩浜町四丁目一六九〇番一まで	前	五四・六〇〜五五・〇〇〜	五八・〇〇メートル
	後	五四・六〇〜五五・〇〇〜	六三・〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
都城市高城町石山字溝添三六四八番一から同市高城町石山字上池渕四二二番まで	前	九・五〇〜二九・三〇〜	二五・三〇メートル
	後	一一・三〇〜二九・一〇〇	〇〇・七四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号、五十七号及び二百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長崎市宿町二二五番から同市宿町四九六番まで	前	四四・〇〇〜三九・〇〇〜	九〇・五〇メートル
長崎市本河内四丁目二三八七番一から同市本河内四丁目二〇二八番九まで	後	六五・五〇〜五七・〇〇〜	一一六・五〇〇〇・一一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

四(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐世保市南風崎町一三六番四から同市南風崎町二番二まで	前	一二・七〇〜一二・七〇〜	二三・四〇メートル
	後		二二・六〇〇〇・八七四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日　九州地方整備局長　岡本　博